

# 牛ノ口公園運動広場長寿命化計画

(岸和田市立社会体育施設再編第2期実施計画－牛ノ口公園運動広場編－)

令和8年1月

岸和田市教育委員会

# 目次

## **第1章 計画の概要**

- 1.1 背景と目的
- 1.2 計画期間
- 1.3 施設概要

## **第2章 現状と課題**

- 2.1 利用状況、維持管理費
- 2.2 地域防災計画上の位置づけ
- 2.3 現状を踏まえた施設のあり方
- 2.4 経過年数
- 2.5 具体的な施設構成
- 2.6 運動広場を構成する施設の保全方法の区分
- 2.7 運動広場内施設の健全度、緊急度
- 2.8 課題

## **第3章 長寿命化基本方針**

- 3.1 日常的な維持管理に関する基本方針
- 3.2 長寿命化のための基本方針
- 3.3 施設別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容など
- 3.4 対策費用
- 3.5 計画全体の長寿命化対策の実施効果
- 3.6 計画の見直し

## 第1章 計画の概要

### 1.1 背景と目的

社会体育施設はスポーツ、教育、文化などに関する多様な市民活動を支え、長きにわたって本市の発展に貢献してきましたが、施設の大半は老朽化が著しく、利用者の安全安心を担保する上で課題を抱える施設が少なくありません。

今後、人口減少や人口構造の変化が進むとともに、行政の経営資源の制約が厳しくなる中で、社会体育施設がその機能を果たしていくためには、施設の効率的、効果的な運営への転換や再編整備が喫緊の課題となっています。

このようなことを踏まえ、この度、社会体育施設のうち「牛ノ口公園運動広場」について、安全で安心、そして快適な運動広場の活用を図るため、「牛ノ口公園運動広場長寿命化計画」を策定しました。

なお、「牛ノ口公園運動広場」は、岸和田市都市公園条例で公園施設に位置付けていますが、公園施設の長寿命化計画の策定に関しては、令和7年3月に国土交通省が「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】」(以下「国指針」という。)において策定手順等を定めており、この指針に沿って本計画を策定しています。

※公園施設とは、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設。

(社会体育施設の施設類型と対象施設) ※下線部は、個別施設計画策定済

類型1: 体育館等……………心技館・中央体育館・総合体育館

類型2: 市民プール……………市内12市民プール

類型3: 運動広場……………市内5施設

類型4: 青少年広場……………市内8施設

類型5: テニスコート……………市内4施設(中央公園・浜工業公園テニスコート除く)

### 1.2 計画期間

令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

### 1.3 施設概要

施設名	所有形態	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建築物延床(m <sup>2</sup> )	建築物建設年	公園施設位置づけ※	避難所指定
牛ノ口公園運動広場	市	10,322	497	S42	あり	緊急避難場所指定

## 第2章 現状と課題

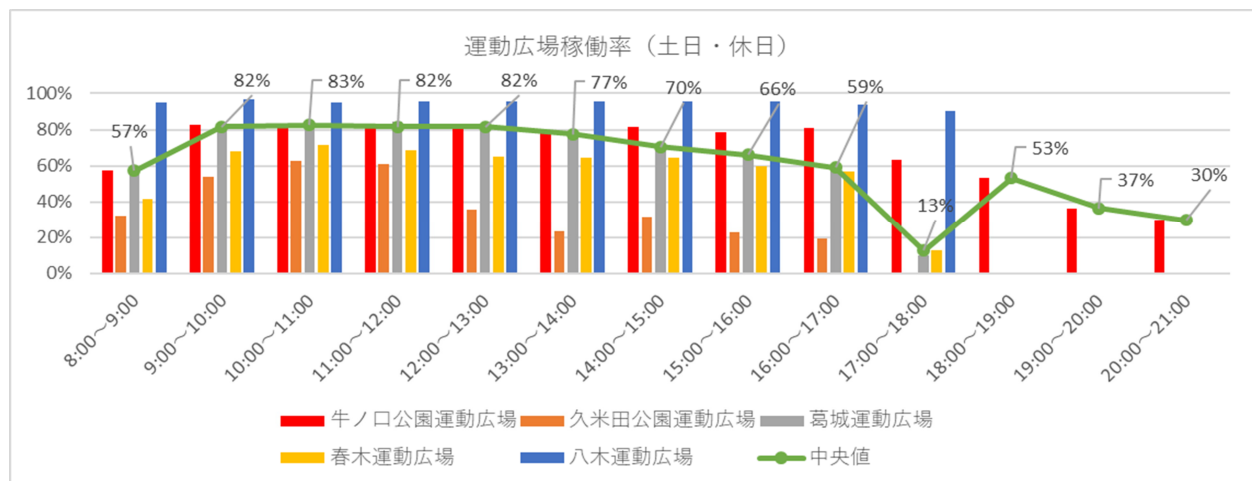
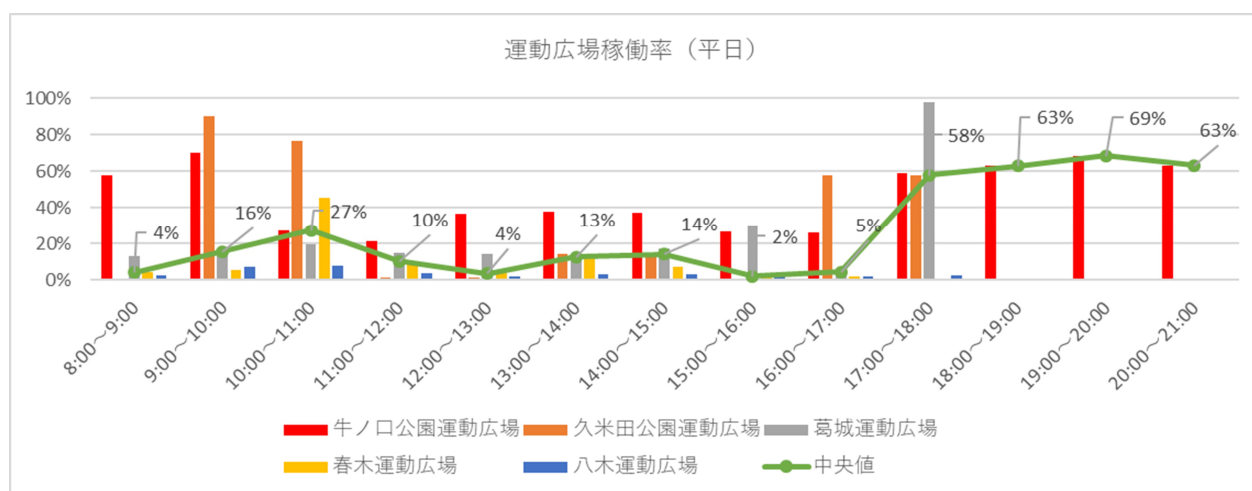
### 2.1 利用状況、維持管理費

利用者数は、近年増加傾向で、土日の稼働率が比較的高い状況です。また、夜間照明のある牛ノ口公園運動広場は夜間稼働率が高く、平日は夜間需要が多い状況です。

#### (1)利用者数

施設名	利用状況(利用者数:人)				
	R2	R3	R4	R5	R6
牛ノ口公園運動広場	15,586	12,866	15,622	14,477	16,147

#### (2)稼働率



施設名	年間稼働率		
	平日	土日祝	全日
牛ノ口公園運動広場	45%	68%	52%

### **(3)維持管理費**

年間の管理運営費(テニスコートを含む)にかかる一般財源負担額は、令和6年度決算ベース(運動広場5施設)で23,607千円であり、1施設あたり4,722千円となっており、「体育館等」の1施設あたりの管理運営費と比較すると少なくなっています(参考 総合体育館:75,092千円、中央体育館:12,029千円)。

## **2.2 地域防災計画上の位置づけ**

「岸和田市地域防災計画」において、災害時の市民の緊急避難場所に位置付けています。加えて、本市では、災害時に応急仮設住宅を円滑に建設するため、原則として緊急避難場所に指定する公園及び運動広場等は建設場所にあてることとしています。

## **2.3 現状を踏まえた施設のあり方**

牛ノ口公園運動広場は稼働率の高い施設の一つであり、また、夜間照明があることから、夜間の利用も高くなっています。さらに、緊急避難場所に指定され、災害時に応急仮設住宅の建設候補地となることや市有地で管理運営コストが低いこと等から今後も供用を継続することとします。また、供用継続にあたり、適切に施設を保全し、長寿命化を図ることで、安全で安心、そして快適な運動広場の利用を確保します。

ただし、管理運営費のさらなる削減を図るべく、キーボックスやICT等を活用した常駐管理の代替可能性について引き続き検討します。

## **2.4 経過年数**

昭和40年代に供用が開始され、令和8(2026)年時点で、供用開始から50年以上が経過しています。本計画終期の令和17(2035)年には、供用開始から60年以上経過することとなり、運動広場内の各施設について、計画的な修繕・更新を行う必要があります。

## **2.5 具体的な施設構成**

牛ノ口公園は公園施設に位置付けています。国指針では、運動広場を構成する各種施設について、「園路広場」から「その他」の9区分に分類され、具体的な施設名が以下のとおり列挙されています。

また、これらの施設について、次のとおり単位と主要部材が列挙されていることから、詳細の施設名、単位、主要部材をもって、施設内容の詳細を把握します。

(公園施設種類と公園施設名 指針 P76・77)

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他	単位	主要部材
舗装	植栽	休憩所	踏み板式がらんこ	野球場	植物園	売店	門	展望台	m	アスファルト
縁石	芝生	四阿	ゆりかご型がらんこ	バックネット	温室	飲食店	柵	集会所	m <sup>2</sup>	コンクリート
橋梁	花壇	パーゴラ	すべり台	スコアボード	分区園	宿泊施設	時計	備蓄倉庫	m <sup>3</sup>	レンガ
階段	いけがき	シェルター	ジャングルジム	バックスクリーン	動物園	駐車場	車止め	耐震性貯水槽	t	タイル
カルバート	日陰たな	ベンチ	鉄棒	陸上競技場	動物舎	自転車置き場	管理事務所	放送施設	箇所	ブロック
デッキ	噴水	野外卓	回転塔	サッカー場	水族館	園内移動用施設	詰所	情報通信施設	枚	平板
その他	水流	ピクニック場	シーソー	ラグビー場	自然生態園	便所	倉庫	ハリポート	基	芝
	池	キャンプ場	複合遊具	テニスコート	野鳥観察所	荷物預り所	車庫	係留施設	個	人工芝
	滝	その他	健康器具系施設	バスケットボール場	動植物の保護繁殖施設	時計台	材料置場	発電施設	面	土
	つき山		フィールドアルチメット遊具	バスケットゴール	野外劇場	水飲場	苗畑	延焼防止用散水施設	段	植栽
	彫像		ラダー	バレーボール場	ステージ	手洗場	掲示板	各種設備	組	RC
	灯籠		スプリング遊具	ゴルフ場	デッキ	その他	標識	その他	式	SRC
	石組		吊り輪	ゲートボール場	野外音楽堂		掲揚台		橋	PC
	飛石		空気膜構造遊具	体育館	図書館		掲揚ポール		棟	プレハブ
	その他		砂場	水泳プール	陳列館		カーブミラー			スチール
			石の山・人工的な築山	温水利用健康運動施設	天体又は気象観測施設		照明施設			ステンレス
			象形遊具	ボート場	体験学習施設		引込柱			アルミ
			徒渉池	スケート場	記念碑		電線			木材
			舟遊場	スキー場	古墳		ごみ処理場			石材
			魚釣場	相撲場	城跡		くず箱			樹脂
			メリーゴーラウンド	弓場	旧宅		水道			再生木材
			遊戯用電車	乗馬場	その他		井戸			FRP
			野外ダンス場	鉄棒			暗渠			テント生地
			その他	つり輪			側溝			ガラス
				リハビリ用運動施設			排水ます			その他
				附属する観覧席			マンホール			
				附属する更衣所			ハンドホール			
				附属する控室			水門			
				附属する運動用具倉庫			雨水貯留施設			
				附属するシャワー			貯水施設			
				その他			散水施設			
							水質浄化施設			
							護岸			
							擁壁			
							法面			
							発電施設			
							その他			

## 2.6 運動広場を構成する施設の保全方法の区分

各施設の保全区分について、劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせる「予防保全型管理」、日常的な維持管理や点検を行い機能しなくなった段階で取り換える「事後保全型管理」に分類でき、本市も国指針を踏まえ、以下のとおり分類しました。

### 【施設別の管理手法(予防保全型・事後保全型)の区分】

国指針 P11 表-1 公園施設ごとの管理種類の例

予防・事後の別	区分	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
予防保全型管理	一般施設		噴水等 日陰棚(10㎡以上)	休憩所、四阿、パーゴラ等(10㎡以上)		バックネット、バスケットゴール等※	ステージ、デッキ、記念碑(鋼製のモニュメント等)		照明施設、引込柱、時計、門・柵(高価なもの、転落防止目的等)※	
	土木構造物	橋梁(10m以上)*鋼橋は全て				野球場、陸上競技場、水泳プール、観覧席等	植物園、動物園、野外劇場、水族館、図書館、体験学習施設等の共用施設		水門、雨水貯留施設(地下式除く) 擁壁・護岸(高さ2m以上のRC構造)	
	建築物			ピクニック場、キャンプ場等の建築物(10㎡以上)				駐車場(立体式)	管理事務所等(10㎡以上) 発電施設等	展望台等(10㎡以上)
	各種設備	法令等で点検が必要な施設								
事後保全型管理	一般施設	園路や広場の舗装、縁石等	日陰棚(10㎡未満)、花壇、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石等	休憩所、四阿、パーゴラ等(10㎡未満) 汎用品のベンチ、野外卓		バックネット、バスケットゴール等※ ゲートボール場、テニスコート等の簡易な運動施設	記念碑等(石碑等)	駐車場(立体式除く)、水飲場、手洗場	照明施設、引込柱、時計、門・柵(安価なもの)※ 車止め、側溝、排水樹、掲示板、標識、くず箱等 水道、暗渠、電線等地下埋設物	
	土木構造物	橋梁(10m未満)							擁壁・護岸(高さ2m未満、石積み、間地ブロック、補強土等)	
	建築物			ピクニック場、キャンプ場等の建築物(10㎡未満)		簡易な構造の更衣室、控え室、運動用器具庫、シャワー室等の工作物		売店、便所、飲食店、宿泊施設等(10㎡未満) 時計台等	倉庫、車庫等でプレハブ等簡易な構造の建築物	展望台等(10㎡未満)
	各種設備	法令等の点検が不要な施設 劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等								

※の施設について、健全度調査結果がB判定となったものはライフサイクルコスト算出を行い、予防保全型管理あるいは事後保全型管理の判断を行う。  
健全度調査の結果がCとなったものは、コストをかけて長寿命化対策を行っても延命効果が小さいことから、事後保全型管理と判断しても良い。

### 国指針を踏まえた運動広場内施設の市の保全区分の原則

予防・事後の別	区分	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
予防保全型管理	一般施設					バックネット			門・柵(転落等危険防止目的に限る)	
	土木構造物					野球場、テニスコート、観覧席、RC造更衣室				
	建築物								管理事務所	
	各種設備	RC								
事後保全型管理	一般施設	舗装、縁石等	日陰棚、花壇、等	休憩所、四阿、パーゴラ等汎用品のベンチ、野外卓		ゲートボール場等の簡易な運動施設 防球ネット	記念碑等(石碑等)	駐車場(立体式除く)、水飲場、手洗場	照明器具、引込柱、時計、門・柵 車止め、側溝、排水樹、掲示板、標識、くず箱等 水道、暗渠、電線等地下埋設物	
	土木構造物								擁壁	
	建築物					簡易な構造の更衣室、控え室、運動用器具庫、シャワー室等の工作物		便所、時計台等	倉庫、車庫 自転車置場	
	各種設備	法令等の点検が不要な施設 劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等								

※便所については更衣室との一体型(牛ノ口、八木)、又は単体型(葛城、春木)が混在するため、一体型はRC造更衣室と判断し予防保全型とした。

## 2.7 運動広場内施設の健全度、緊急度

前項の区分で公園施設のうち、予防保全型管理を行う施設について、健全度を調査し、性能の低下状況等について判定を行いました。

### (公園施設の種別ごとの健全度調査の着眼点)

運動広場も含まれる公園施設は、前述のとおり、園路広場からその他の9区分に分類されますが、国指針では、遊戯施設である遊具以外の施設区分について、「a 一般施設」、「b 遊具」、「c 土木構造物」、「d 建築物」、「e 各種設備」に種別分けされています。

本市では、国指針も踏まえて、運動広場における上記 a～e(運動広場に遊具はないため除外)に関して、本市策定の「建物保全マニュアル Ver1.1【実務ガイド】」に基づき「自主点検チェックリスト」に沿って自主点検を実施し、老朽度や安全度を確認し、国指針に基づく次の区分により健全度を判定しました。

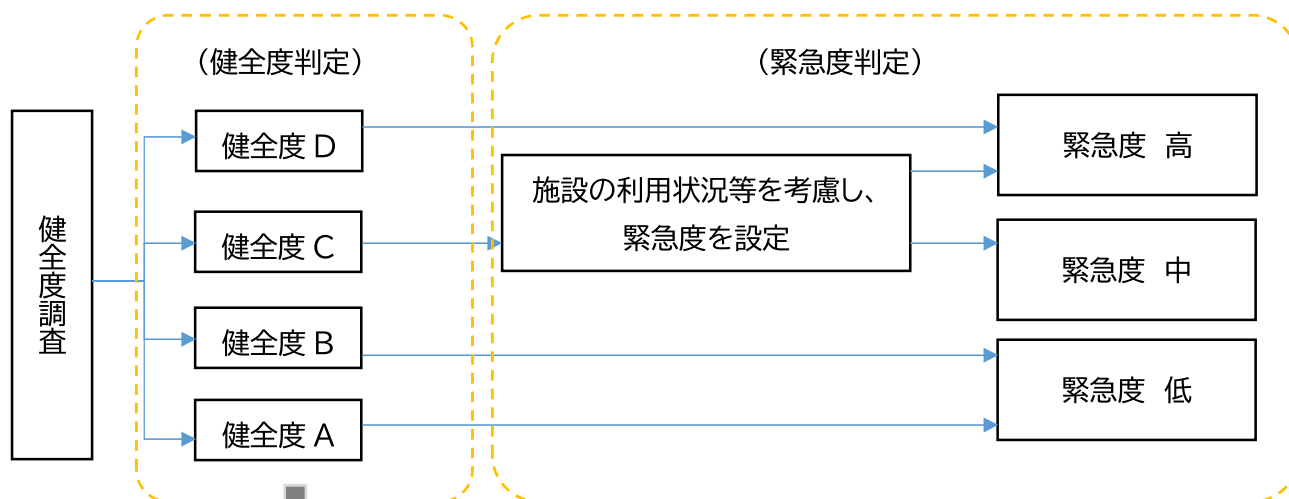
### (健全度の判定区分)

健全度区分	施設の状態	管理の方法
A	全体的に健全	日常の維持保全で管理
B	部分的に劣化が進行	劣化部分については定期的な観察が必要
C	全体的に劣化が進行	今後、計画的な補修・更新の検討が必要
D	全体的に顕著な劣化	利用禁止あるいは緊急的な補修、更新の検討が必要

※運動広場内の施設種別毎の施設内容や健全度・緊急度の判定結果詳細は3章で詳しく記載します。

### (健全度判定を踏まえた緊急度の判定のフロー)

緊急度についても、国指針に基づき、以下のとおり、施設の利用状況、保有機能等も踏まえて判定しました。



その他(原因不明の異常等により、健全度の判定ができない場合、別途詳細調査を行う)

(予防保全型管理を行う施設の健全度及び緊急度の判定結果)

	健全度					緊急度				
	A	B	C	D	備考	低	中	高	(割合)	備考
運動施設			4					4	57%	
便益施設			1					1	14%	
管理施設		1	1			1		1	29%	
計		1	6			1		6		
割合		14%	86%			14%		86%		

判定の結果、C判定の「今後、計画的な補修・更新の検討が必要となる施設」が86%、「利用禁止あるいは緊急的な補修、更新の検討が必要な施設」が0%という結果となりました。

その後、緊急度を判定した結果、緊急度「高」が86%(運動施設・便益施設・管理施設)という結果になりました。

## 2.8 課題

一部の施設で老朽化が進行している状況です。財政的な制約がある中、施設の健全度や緊急度に加えて施設の利用状況や稼働率等、多角的な検討を行い、優先度を設定するなど効果的に補修・更新を進めていく必要があります。

## 第3章 長寿命化基本方針

### 3.1 日常的な維持管理に関する基本方針

運動広場の利用内容や稼働率、利用時間などを踏まえ、効果的な維持管理、迅速な補修対応などを行うとともに、市民ニーズに合致した整備を実施します。また、引き続き指定管理者制度を導入し維持管理を行うとともに、管理運営費のさらなる削減を図るべく、キーボックスやICT等を活用した常駐管理の代替可能性についても検討します。

日常点検・・・指定管理者が巡視・目視・触診により安全面、衛生面、機能面の異常の有無を確認します。

定期点検・・・重要な施設は、法律等に基づいて定期的に詳細点検を行います。

緊急点検・・・大雨、地震、強風などの災害等が発生した場合、緊急点検を実施します。

→なお、上記の点検で不具合等が発見された場合で、指定管理者の修繕業務範囲を超える場合は、速やかに市と指定管理者が協議した上で、使用停止等の対応を決定し、状況に応じた措置を行うこととします。

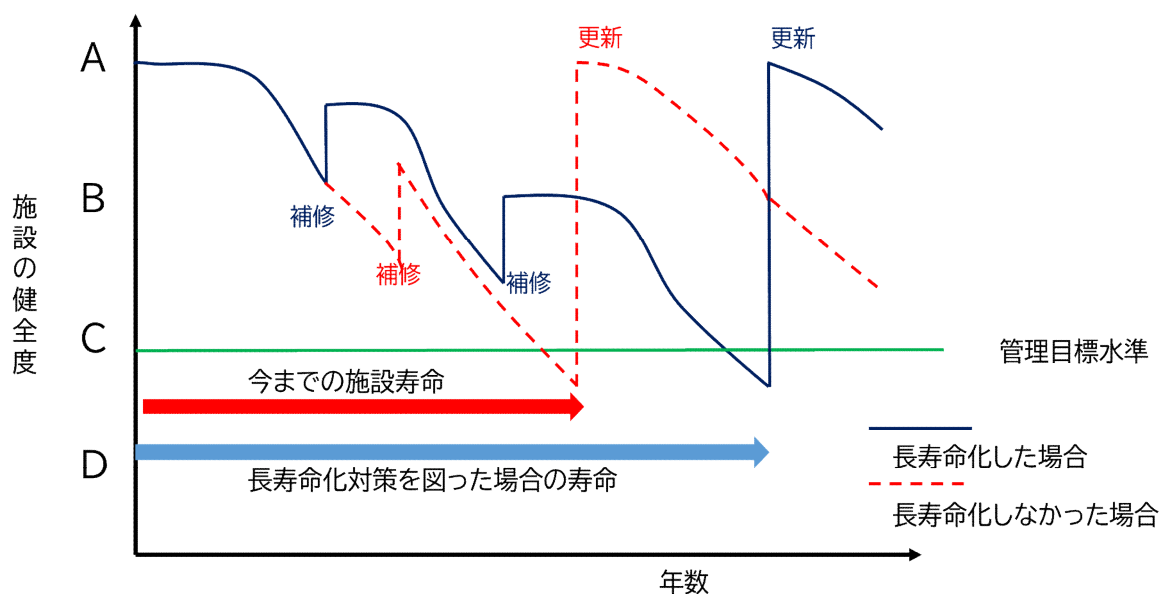
### 3.2 長寿命化のための基本方針

#### (1) 予防保全と事後保全

運動広場内の施設の特性を踏まえて「予防保全型」「事後保全型」等に分類し、効果的にコストの縮減を図り、施設重要度も踏まえながら施設の長寿命化を図ります。

下記は、長寿命化の概念図です。今までは壊れてから補修や更新を行う事後保全型が中心でしたが、今後、予防保全型が適当と判断した施設については、計画的に補修を行うことで施設を長持ちさせます。

## 【長寿命化の概念図】

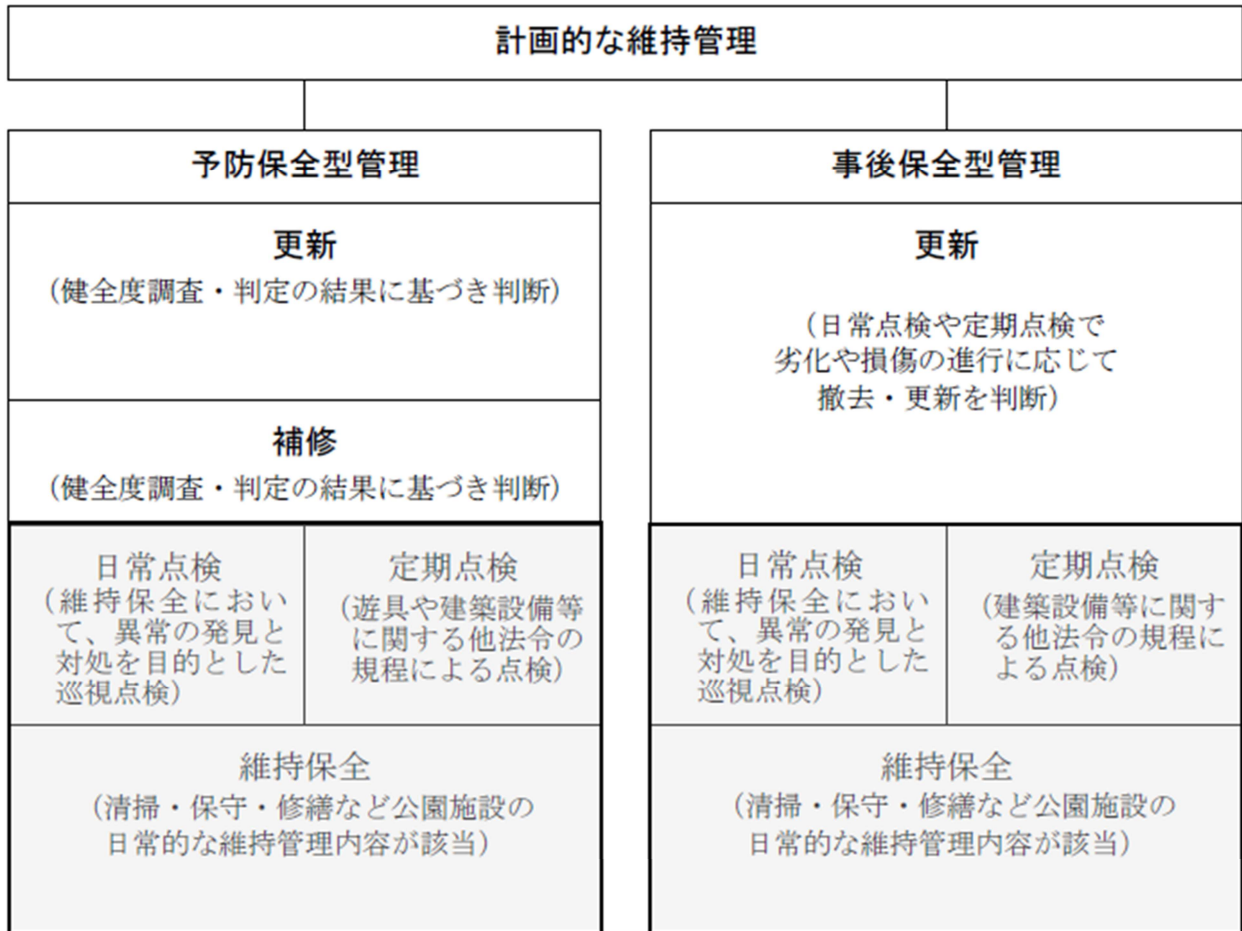


### (2) 管理手法について

予防保全型管理で、施設の機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、施設の日常的な維持保全(清掃・保守・修繕など)に加え、日常点検、定期点検を行うとともに、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を実施することで使用できる期間の延伸を図るものとします。

事後保全型管理で、維持保全(清掃・保守・修繕など)や日常点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、補修・更新、撤去を行います。

【予防保全型管理と事後保全型管理の概念図(出典:国指針)】



国指針では、公園に配置されている各施設について、一般施設、土木建築物、建築物、各種設備の区分で、次頁のとおり事後保全型施設と予防保全型施設を分類し、例示しています。

牛ノ口公園運動広場内の各施設においても、国指針の例示、本市施設の経過年数、配置されている施設規模、総合管理計画における位置づけ等を踏まえ、次のとおり分類分けをしました。

なお、国の指針において、予防保全候補施設、事後保全施設の双方に掲載されている牛ノ口公園運動広場施設は、次の観点から、多くの施設を事後保全施設として整理しました。

【事後保全施設の観点】

- ・修理・交換コストが低く、修理が必要になっても運用や安全面で支障が少ない施設(進入防止柵等)
- ・施設が老朽化しており、将来価値が低く、予防保全に必要なコストを掛けるより、故障後に対応した方が効率的と整理する施設(便所、小規模倉庫等)
- ・部位部材単位での保全ではなく一括した更新となる施設(プレハブ倉庫、自転車置場等)

## 【施設別の管理手法(予防保全・事後保全)の区分】(再掲)

国指針 P11 表-1 公園施設ごとの管理類型の例

予防・事後の別	区分	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
予防保全型管理	一般施設		噴水等 日陰棚(10㎡以上)	休憩所、四阿、 パーゴラ等 (10㎡以上)		バックネット、 バスケットゴール等※	ステージ、デッキ、 記念碑(鋼製のモニュメント等)		照明施設、引込柱、時計、 門・柵(高価なもの、転落防止目的等)※	
	土木構造物	橋梁(10m以上)*鋼橋は全て				野球場、陸上競技場、水泳プール、観覧席等	植物園、動物園、 野外劇場、水族館、 図書館、体験学習施設等の共用施設		水門、雨水貯留施設(地下式除く) 擁壁・護岸(高さ2m以上のRC構造)	
	建築物			ピクニック場、 キャンプ場等の建築物(10㎡以上)				駐車場(立体式)	管理事務所等(10㎡以上) 発電施設等	展望台等(10㎡以上)
	各種設備	法令等で点検が必要な施設								
事後保全型管理	一般施設	園路や広場の舗装、縁石等	日陰棚(10㎡未満)、 花壇、池、滝、つき山、 彫像、灯籠、石組、 飛石等	休憩所、四阿、 パーゴラ等(10㎡未満) 汎用品のベンチ、 野外車		バックネット、 バスケットゴール等※ ゲートボール場、 テニスコート等の簡易な 運動施設	記念碑等(石碑等)	駐車場(立体式除く)、 水飲場、手洗場	照明施設、引込柱、 時計、門・柵(安価なもの)※ 車止め、側溝、 排水樹、掲示板、 標識、くず箱等 水道、暗渠、電線等 地下埋設物	
	土木構造物	橋梁(10m未満)							擁壁・護岸(高さ2m未満、 石積み、間地ブロック、 補強土等)	
	建築物			ピクニック場、 キャンプ場等の建築物(10㎡未満)		簡易な構造の更衣室、 控え室、運動用器具庫、 シャワー室等の工作物		売店、 便所、飲食店、 宿泊施設等(10㎡未満) 時計台等	倉庫、 車庫等でプレハブ等 簡易な構造の建築物	展望台等(10㎡未満)
	各種設備	法令等の点検が不要な施設 劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等								

※の施設について、健全度調査結果がB判定となったものはライフサイクルコスト算出を行い、予防保全型管理あるいは事後保全型管理の判断を行う。  
健全度調査の結果がCとなったものは、コストをかけて長寿命化対策を行っても延命効果が小さいことから、事後保全型管理と判断しても良い。

国指針を踏まえた運動広場内施設の市の保全区分の原則

予防・事後の別	区分	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
予防保全型管理	一般施設					バックネット			門・柵(転落等危険防止目的に限る)	
	土木構造物					野球場、 テニスコート、 観覧席、RC造更衣室				
	建築物								管理事務所	
	各種設備	RC								
事後保全型管理	一般施設	舗装、縁石等	日陰棚、 花壇、等	休憩所、四阿、 パーゴラ等 汎用品のベンチ、 野外車		ゲートボール場等の簡易な 運動施設 防球ネット	記念碑等(石碑等)	駐車場(立体式除く)、 水飲場、 手洗場	照明器具、 引込柱、 時計、門・柵 車止め、側溝、 排水樹、 掲示板、 標識、くず箱等 水道、暗渠、 電線等地下埋設物	
	土木構造物								擁壁	
	建築物					簡易な構造の更衣室、 控え室、運動用器具庫、 シャワー室等の工作物		便所、 時計台等	倉庫、 車庫 自転車置場	
	各種設備	法令等の点検が不要な施設 劣化の予測が困難で定期点検の不要な電気設備等								

※便所については更衣室との一体型(牛ノ口、八木)、又は単体型(葛城、春木)が混在するため、一体型はRC造更衣室と判断し予防保全型とした。

### (3)管理手法を踏まえた長寿命化のための基本方針

牛ノ口公園運動広場の長寿命化のための基本方針として、予防保全型管理を行う施設と事後保全型管理を行う公園施設について以下のような方針で対策を講じ、施設の長寿命化と効果的な維持管理を図ります。

事後保全・予防保全の類型は、前項分類の原則に基づきます。また、予防保全型に分類した施設については、次のとおり国指針を踏まえ、保全を行います。

#### ①予防保全型に分類した施設

- ・毎年の定期点検を行う設備以外の施設(a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物)のうち予防保全型に分類される施設については、5年に1回を標準として、健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、建築物については、本市の公共施設等総合管理計画に基づく使用耐用年数目安(長寿命化後の期間)とし、その他の施設については、国指針、法で定める耐用年数、健全度調査結果、調査時点の経過年数等を踏まえて、補修、撤去、更新を決定する。

#### ②事後保全型に分類した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、原則、施設の撤去・更新を行う。ただし、軽微な補修で必要な機能、安全性が確保される場合は補修を行い、使用期間を延長する。
- ・使用見込み期間は、法令等で建物等の処分が制限される期間がある場合、国指針を参考に使用期間を延長する。
- ・舗装については、劣化や損傷が顕著となった段階で、施設(箇所)毎に判断し更新する。

### 3.3 健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容など

#### 牛ノ口公園運動広場

(国交省様式2)※

公園名	具体的 施設 名称	設置 年度	経 過 年 数	健全度調査			管理 類型	対策を 踏まえ た更新 見込み 年度	対策内容(改築、更新含む)・時期 ※左に費用、右に内容を記載する		長寿命化に向けた特記事項
				年 度	健 全 度	緊 急 度			2026年		
牛ノ口	階段	1967	59	2025			事後				
牛ノ口	野球場兼広場	1967	59	2025	C	高	予防	2026	609,271	排水改修・人工芝 生化	20年間隔で想定すると、土から人工芝生化により、年間973 千円減額(人口芝生化により維持管理費が減少し、機能が 向上する)
牛ノ口	バックネット	1967	59	2025	C	高	予防	2026	33,392	更新	劣化のため更新
牛ノ口	2F観覧スタンド 1F倉庫・控室棟	1967	59	2025	C	高	予防	2026	26,286	改修	更新時期を迎えているものの、更なる長寿命化が可能と判 断(長寿命化による耐用年数目安を80年と想定) 更新:133,485千円 改修:26,286千円
牛ノ口	放送室	1967	59	2025	C	高	予防	2026	6,169	改修	更新時期が近付いているが、更なる長寿命化が可能と判断 (長寿命化による耐用年数目安を80年と想定) 更新:11,323千円 改修:6,169千円
牛ノ口	駐車場兼公園駐車場	1967	59	2025			事後				
牛ノ口	便所・更衣室棟	1967	59	2025	C	高	予防	2026	17,287	改修	更新時期が近付いているが、更なる長寿命化が可能と判断 (長寿命化による耐用年数目安を80年と想定) 更新:30,988千円 改修:17,287千円
牛ノ口	水飲・手洗い場	1967	59	2025			事後				
牛ノ口	管理事務所	1967	59	2025	C	高	予防	2026	7,805	改修	更新時期が近付いているが、更なる長寿命化が可能と判断 (長寿命化による耐用年数目安を80年と想定) 更新:11,919千円 改修:7,805千円
牛ノ口	フェンス・門	1967	59	2025			事後				
牛ノ口	防球ネット①(高)	1967	59	2025			事後				支柱の衝撃緩衝材更新
牛ノ口	防球ネット②(高)	2015	11	2025			事後				支柱の衝撃緩衝材更新
牛ノ口	防球ネット③(中)	1967	59	2025			事後				
牛ノ口	防球ネット④(低)	1967	59	2025			事後				
牛ノ口	照明施設	1982	44	2025			事後		41,400	LED化	LED化による長寿命化及び維持管理費が毎年1,911千円削 減(照明改修工事費は変わらないと想定)約21.7年で償却
牛ノ口	街灯	1967	59	2025			事後				
牛ノ口	引込柱	1967	59	2025			事後				
牛ノ口	擁壁	1966	60	2025			事後				
牛ノ口	高圧受電設備	1982	44	2025	B	低	予防				現状明らかな劣化はないが、定期的に点検し、状況に応じ て改修や更新等の対応を行う

### (対策の内容)

牛ノ口公園運動広場の野球場部分(公園広場共用部分)について、排水機能の劣化に伴う利用禁止期間が他の運動広場よりも多く発生しています。また建築物に関しては、国指針の使用見込期間は過ぎており劣化が進行していますが、改修を行えば利用できる状況であるため、人工芝生化と合わせて内外装を改修し更なる長寿命化を図ります。

この他、当広場は夜間照明を有した唯一の運動広場であり、平日の稼働率が最も高く、休日の稼働率も70%程度ある状況です。夜間照明については、LED化を行うことにより維持管理費を削減するとともに長寿命化を図ります。

### (個別施設まとめ:様式1)

公園名	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	主な公園施設		長寿命化対象公園施設数	年次計画(費用:千円)	
			設置年度	経過年数		2026年	単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)
牛ノ口公園運動広場	S42	野球場(兼広場)、観覧席(1F倉庫等)、放送室、便所・更衣室棟、管理事務所	1969	56	5	741,610	15,901

### 3.4 対策費用(まとめ)

① 概算費用合計(10年間)【②+③】	760,720千円
② 予防保全型施設の概算費用合計(10年間)	760,720千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計(10年間)	0千円
④ 単年度あたりの概算費用【①/10】	76,072千円

### 3.5 計画全体の長寿命化対策の実施効果

牛ノ口公園運動広場の運動施設について、更新を行わず改修を行い、長寿命化すること等から10年間のライフサイクルコスト縮減額は159,008千円です。※国交省様式2より

#### 【縮減額内訳(10年間)】

①人工芝生化	9,730千円
②観覧スタンド、倉庫・控室等	107,199千円
③放送室	5,154千円
④更衣室棟	13,701千円
⑤管理事務所	4,114千円
⑥LED化	19,110千円

この他、対策の実施にあたっては、スポーツ振興くじ等の活用を行い、実質的な財政負担を軽減するよう努めます。

### 3.6 計画の見直し

#### (1) 予定年度

令和 18(2036)・令和 19(2037)年度(公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。))期間終了年度の翌年度・翌々年度)

※次期総合管理計画の策定内容(令和 18 年3月策定見込)を踏まえて、計画を見直します。

※他の事業等や社会情勢の変化に応じて対応を見直す場合があります。

#### (2) 見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合や、国の指針、市の計画等に変更が生じた場合は、随時見直しを行います。

また、施設の利用状況を考慮しつつ、管理運営費の効率化に向けた検討を引き続き行います。

牛ノ口公園運動広場長寿命化計画  
(令和8年1月策定)

---

岸和田市教育委員会 生涯学習部スポーツ振興課  
〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号  
Tel:072-423-2121(代表)